上下水道工事施工管理基準

（ 土 木 共 通 編 ）

令和８年（２０２６年）１０月

熊本市上下水道局

目　　次

上下水道土木工事施工管理基準及び規格値 2
１．目　　的 2
２．適　　用 2
３．構　　成 2
４．管理の実施 2
５．管理項目及び方法 2
(1) 工程管理 2
(2) 出来形管理 3
(3) 品質管理 3
６．規　格　値 3
７．そ　の　他 3

上下水道土木工事施工管理基準及び規格値

この上下水道土木工事施工管理基準は、上下水道工事共通仕様書の「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

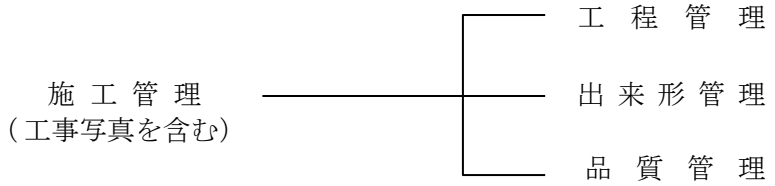
１．目　　的

この管理基準は、上下水道工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

２．適　　用

この管理基準は、熊本市上下水道局が発注する上下水道工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この基準によりがたい場合は、または、基準が定められていない工種については監督職員と協議の上、施工管理を行う。

３．構　　成



４．管理の実施

(1)　受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。

(2)　施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。

(3)　受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。

(4)　受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。

５．管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容にて適切な工程管理（ネットワーク,バーチャート方式など）を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初計画の困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来高を出来高管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形図を作成し管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「○○につき 1 箇所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

６．規　格　値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準に基づき測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

７．そ　の　他

（1）工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。